

株式会社スリーS(以下、「当社」という)が提供する「見守りセキュリティサービス」のご利用に関して、以下のとおり、基本利用規約(以下「本規約」という。)を定めます。本規約をよくお読みの上お申し込み下さい。

#### <定義>

第1条 本規約において、使用する用語の意義は次のとおりです。

- ① 在室時の安否確認 在宅モード時に一定時間スリーS安否セキュリティ端末(型名JK-3501。以下「本製品」と言います。)の人感センサーにセンサー感知が認められないこと
- ② 外出時の侵入検知 外出モード時に本製品の人感センサーにセンサー感知が認められること
- ③ 非常時の連絡 「在室時の安否確認」、 「外出時の侵入検知」、及び本製品の非常ボタンが押された場合、本製品の使用者があらかじめ登録したメールアドレスに対して連絡がなされること
- ④ 状況確認用途 本製品に予定されている「在室時の安否確認」、 「外出時の侵入検知」及び「非常時の連絡」の用途

#### <利用者>

第2条 本製品の設置場所、本製品の使用者(以下「利用者」と言います。)の氏名、住所、連絡先、メールアドレス、その他の届出事項及びその他必要事項を当社が指定する利用登録申込書にて届け出て下さい。ただし、利用者は本製品を適正に使用する能力を有する方とします。

2 本製品の利用を停止する場合、本申込を行った会社へ届出を行って下さい。

#### <サービスの内容>

第3条 本製品から発せられる状況確認用途の情報を、ご指定のメールアドレス(利用者の他3カ所まで)に通知します。

但し、みまもり機能特化型の製品(「外出モード」への切替操作ができない製品)をお使いの場合は、第1条②は非対応となります。

2 当社が別途定めるオプション料金を支払うことで、送信先メールアドレスを任意に追加することができます。

3 本サービスは、当社が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「ドコモ」という。)とのFOMAユビキタス契約に基づき提供するものであり、利用者は当社に対し、ドコモのFOMAサービス契約締結におけるFOMAユビキタス一般契約者の義務と同様の義務を負うものとします。ただし、FOMAサービス契約締結と本規約とが抵触する場合には本規約を優先します。

( FOMAサービス契約締結 <https://www.nttdocomo.co.jp/binary/pdf/corporate/disclosure/agreement/d02.pdf> )

4 本サービスは、本製品がドコモの提供するパケット通信サービスが利用可能な場所(以下「利用可能場所」という)に設置される場合に限り提供できるものとします。

#### <付帯サービス>

第4条 本サービスは、以下の付帯サービスの利用を個別契約毎に選択することが出来るものとし、各付帯サービスに関する業務仕様については、別途定める付帯サービス規約に定めます。

(1) 24時間建物駆付けサービス ※

(2) 警備会社駆付けサービス ※

但し、地域により警備会社の駆付けができない場合があります。警備会社駆付け地域は変更される場合があります。

(3) その他サービス ※

※ サービスを選択できない場合もあります。

#### <利用者の負担>

第5条 本サービスにおける情報を受信するための通信料金等は利用者の負担です。

2 情報を受信するための機器は、利用者にご準備下さい。

3 端末から発信する信号を専用サーバまで送信するために要する通信料金は、当社が負担するものとします。

#### <サービスの範囲>

第6条 本サービスは状況確認用途のみ使用されるものであり、利用者の安全あるいは健康状態の確認、又は利用者において家主・管理会社及びメール送付先に緊急事態の通知を行うものではありません。

2 状況確認用途以外の使用によって生じた損害について、当社は利用者に対して、法的責任その他一切の責を負いません。

#### <譲渡・移転の禁止>

第7条 本製品利用者は本規約に関する権利、義務を第三者に譲渡又は移転することはできません。

#### <サービスの停止>

第8条 当社の責によらない天災地変や動乱・火災・異常電圧・通信回線の障害や停電等、その他不可抗力により本サービスを提供することが不可能に至った場合はサービスを停止致します。

2 第3条第1項で本製品から発せられる状況確認用途の情報を、指定されたメールアドレス宛に通知し一定期間に渡りエラー(宛先不明や迷惑メール設定等の理由)でメールが返送されてきている事が確認された場合、指定されたメールアドレスへの通知を停止致します。

#### <本製品及び本サービスの維持管理>

第9条 利用者はスリーS安否セキュリティ端末取扱説明書を遵守し、かつ日常的に本製品の正常動作を確認行うものとします。

2 利用者は本製品の異常を発見した場合は直ちに当社に通知するものとし、その原因が本製品の故障による場合は、当社は本製品を引き取り、当社の費用負担において正常に動作するよう速やかに修理します。但し、利用者の責めに帰すべき場合は除きます。

3 当社は、本サービスの安定的な運用を目的として、専用サーバの点検、保守又は工事などのため必要最小限の範囲で定期・不定期にかかわらず本サービスを停止できます。

#### <届出事項の変更>

第10条 利用者が利用登録申込書にて、当社に届け出た本製品の設置場所、利用者の氏名、住所、連絡先、メールアドレス、その他の届出事項に変更がある場合は速やかに当社に届け出て下さい。

#### <免責事項>

第11条 通信障害等の当社の責めに帰さない様々な事由により、本サービスが中断又は提供できない場合があります。この場合、当社は当社の責任の及ぶ範囲で本サービスの復旧について努力を行うものとします。

また、その原因が当社の故意又は重大な過失により生じたものである場合を除き、障害によって発生した損害を負担しません。

#### <反社会的勢力でないことの誓約>

第12条 利用者が以下の(1)から(4)のいずれかに該当する場合、当社は、利用者に対しサービスの提供を中止することができます。

(1) 利用者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)であること。

(2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力であること。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本サービスの提供を受けたもの。

(4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしたこと。

① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

#### <個人情報>

第13条 当社は利用者より提供された個人情報については、次の場合を除き本人の同意なしで第三者に公開しないものとします。また、終了後も同様とします。

(1) あらかじめ当社との間で機密保持契約を締結している業務委託先等に必要の限度において開示する場合

(2) 法的根拠に基づき要求された場合

#### <その他>

第14条 本規約に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた事項については、当社及び利用者は誠実に協議のうえ処理解決するものとします。

#### <裁判管轄>

第15条 当社及び利用者は前条にかかわらず処理解決が図ることができない紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。